

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十六号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の人に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）」に改める。

別表第一中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同表条例別表第一第三号の規則で定める事務の項を削り、同表中「別表第一第四号」を「別表第一第三号」に、「別表第一第五号」を「別表第一第四号」に、「別表第一第六号」を「別表第一第五号」に、「別表第一第七号」を「別表第一第六号」に、「別表第一第八号」を「別表第一第七号」に、「別表第一第九号」を「別表第一第八号」に、「別表第一第十号」を「別表第一第九号」に、「別表第一第十一号」を「別表第一第十号」に、「別表第一第十二号」を「別表第一第十一号」に、「別表第一第十三号」を「別表第一第十二号」に、「別表第一第十四号」を「別表第一第十三号」に、「別表第一第十五号」を「別表第一第十四号」に、「別表第一第十六号」を「別表第一第十五号」に、「別表第一第十七号」を「別表第一第十六号」に、「別表第一第十八号」を「別表第一第十七号」に、「別表第一第十九号」を「別表第一第十八号」に改める。

別表第二中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。